

## 横須賀市医療的ケア児等支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 人工呼吸器を装着している障害児及びその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）並びにその家族が、その心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を行うため、横須賀市医療的ケア児等支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、次に掲げる者のうち市長が依頼し、又は指名した者をもって構成する。

(1) 別表に掲げる組織に属する者

(2) 医療的ケア児の保護者

(会議)

第3条 協議会の会議は、民生局福祉こども部障害福祉課長（以下「障害福祉課長」という。）が招集する。

2 会議の議事は、障害福祉課長が行う。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、民生局福祉こども部障害福祉課において行う。

(その他の事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、障害福祉課長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

<p>医療・保健分野</p>	<p>横須賀市医師会 神奈川県立こども医療センター 訪問看護ステーション 横須賀市立うわまち病院 民生局健康部市立病院課 民生局健康部地域健康課</p>
<p>福祉分野</p>	<p>重症心身障害児入所施設 福祉サービス事業所 横須賀市療育相談センター 神奈川県健康医療局 横須賀市児童相談所</p>
<p>教育分野</p>	<p>教育委員会学校教育部支援教育課 養護学校</p>